# 物質化学工学専攻、バイオ化学工学専攻 化学・バイオ工学科 就職サポート内規

就職サポートは、学生が本専攻・学科(以降学科と記す)で学んだ成果を社会で活かすべく行われるものであるから、原則として卒業見込みまたは修了見込みと判定された学生に対して行う。その主たる窓口としては、就職担当教員・アドバイザー教員(以降就職担当と記す)が本内規に沿ってこれを執り行う。また、就職活動を行う学生は本内規に沿って活動するものとする。会社等からの学科への求人申込みは、その都度就職情報用ホームページ(※)に掲載し、希望者を公募する。キャリアサポートセンター経由で本学科へ連絡のあった求人情報についても同ホームページに反映されているが、山形大学求人検索Navi登録の求人は各自で確認すること。なお、関係書類は所定の場所に保管されており閲覧可能である。

- (※) 就職情報用ホームページアドレス: http://cythera.yz.yamagata-u.ac.jp/~recruit/
- 1. 学生の就職活動の方法について

就職活動の方法を大きく、「推薦応募」と「自由応募」に分ける。

## 2. 学科推薦について

教員が作成した推薦状(就職試験解禁前の人物紹介状も含む)を会社に提出すれば、如何なる事情があっても全て「推薦応募」となり、内定時はその会社に必ず入社すること。「推薦応募」となる例を以下に挙げる。なお「学科への求人」には、本学科も対象にした大学や学部への求人(たとえば山形大学求人検索Navi登録の求人やキャリアサポートセンターからの求人)を含む。

- (1) 学科に推薦可の求人申込みがあった会社に対して推薦応募を希望する場合
- (2) 通常は学科に推薦可の求人申込みがあるが、未だ求人依頼あるいは連絡の無い会社に対して推薦応募を希望したとき、原則として就職担当がその会社に連絡をとり、その会社が推薦応募に関する書類やパンフレットを学科に送付し、学科推薦が可能になった場合。 (求人検索Naviに登録があり、教職員もしくは学生がその求人票を学科に持ち込み、学科推薦が可能になった場合も同様。)
- (3) 従来学科に対して求人依頼がない会社に推薦応募を希望した場合、就職担当がその会社 に連絡をとり、その会社が求人に関する書類等を学科に送付し、学科推薦が可能となっ た場合。
- (4) 従来学科に求人依頼がない会社から学生が推薦応募可能な求人票を直接取り寄せ、就職 担当がその会社に連絡して推薦応募が可能となった場合(学生持ち込みによる推薦応 募・この場合3日間の猶予期間は不要)
- (5) 教員と深く繋がりのある会社からの依頼で、その教員の研究室所属の学生等が教員から

の推薦で応募する場合 (教授推薦)

(6) 自由応募で活動し、選考の最終過程で「指導教員の推薦状を提出すれば内定とする」旨 の連絡を受け、推薦状を提出する場合。(自由応募から推薦応募への切り替え)

【推薦応募の申込み方法】希望者が指導教員に推薦応募をする旨の許可を取った上で就職担当 に申し出を行い、その学生が学科の就職斡旋にふさわしいと判断され、学科に競合者がいない場 合、申し出た学生を会社に推薦または紹介する。競合者がいる場合には、以下の事項にしたがっ て調整・決定するものとする。

- (1) 会社の採用方針・指示事項
- (2) 学生の学力・人物・適性・体力・その他
- (3) 学生相互の話し合い

求人依頼があれば、直ちにホームページ(※)に掲載する。<u>ホームページ掲載日を含む3日間</u> 以内に申し出た学生が複数いる場合には調整を行う。掲載日を含み3日間以上経過している企 業については、早く申し出た学生の希望から優先していく。なお、大学院生と学部生が競合する 場合には、就職斡旋の目的を鑑み、企業の希望も配慮しながら適宜調整する。

# 3. 自由応募について

「自由応募」とは次の2つの場合をいう。いずれの場合でも「自由応募」では推薦状(紹介状)は提出しない。

- (1) 通常は学科に求人の申込みがあり、推薦応募と自由応募の双方が可能な求人に自由応募 で活動をする場合。または学科への求人の申込みがある以前に就職活動をする場合。こ の場合、学科としては、他の学生を学科推薦とすることがある。
- (2) これまで大学に求人依頼がなく、独自の方法で見つけ出した会社に就職活動をする場合。 なお、自由応募でも選考過程や内定に際して推薦書(紹介状)が必要となった場合には、速や かに就職担当と指導教員に申し出ること。その場合、学科推薦扱いとなることに留意する。

就職活動(学科推薦と自由応募)に対する学科の推薦書の発行は、次の場合に限る。

- ・ 学部生:卒業研究着手条件を満たしていること。
- ・ 大学院生:中間発表が終了していること。

ただし、過去に懲戒処分を受けた経歴のある者の推薦は不可とする。なお、学則上、懲戒処分相当の事案が発生した場合は、処分確定前でも学科・選考の判断で推薦不可とする場合もある。また、2. 学科推薦についての(5) および(6) に関してのみ、処分を受けた学生でも指導教員が推薦に値すると判断した場合には教員の推薦状を発行することもある。

#### 4. 就職活動について

学科推薦1社、自由応募数社への活動を並行して行うことができる。ただし、以下の決まりを 厳守すること。

- ・ 学科推薦の会社から採用決定または内定の通知を受け取った場合には、必ず承諾すること。 並行して自由応募で受けている会社があれば、選考を辞退する旨、各自がその会社に対して 直ちに連絡をとること。
- ・ 自由応募の会社から採用決定または内定の通知を受けた場合には、各自が判断して返事をする。ただし、並行して学科推薦の会社を受けている場合は次の決まりに従うこと。
- (1) 自由応募の会社へ返事をする前に、学科推薦で受けている会社から採用決定または内定の通知を受け取った場合には承諾し、速やかに自由応募の会社からの内定を辞退する。
- (2) 推薦応募の会社への書類提出前に自由応募の会社への入社を決め、その旨を返事した場合には、速やかに就職担当および学科事務に連絡し、学科推薦での応募の取り消しが可能か推薦申込会社に確認してもらう。推薦応募の書類を提出した後の推薦取消は原則として認めない。
- ・ 学科推薦で採用内定通知を受け取った会社から書類の提出を求められた場合には、速やかに 作成し送付すること。
- ・ 就職活動は授業欠席の理由として認められていない。発表会、公聴会そのほか学業上支障を きたすことのないようにすること。

#### 5. 報告について

学生は、就職活動の状況については、自由応募での活動状況を含め、指導教員、就職担当および学科事務に速やかに連絡すること。

また、何らかの就職試験を受けた場合には、合否に関わらず、試験の内容を記載した報告書を 学科事務 (3-1302室または3-1206室)に速やかに提出すること。

## 6. 公務員または進学希望者について

公務員または進学を第1希望とする場合、企業に対する就職活動のための学科推薦は受けられない。

# 7. 内規の実施時期等について

本内規(暫定)は2019年12月以降の物質化学工学専攻、バイオ化学工学専攻、化学・バイオ工学科およびシステム創成工学科の化学・バイオ工学科配属学生に対する学科教員の就職サポートおよび学生の就職活動について適用される。